

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 56 年 3 月まで

年金問題で自分の年金手帳を確認したら、20 歳から 3 年弱の期間の記載が無いことが分かり、社会保険事務所（当時）で記録を調べてもらったところ申立期間が未加入期間となっていた。

当時は学生で A 県に住んでいたが、住民票を異動していなかった。国民年金の加入は 20 歳になった昭和 53 年 \* 月ごろに、将来のために母親が B 市役所 C 支所で手続を行い、保険料を納めてくれていた。

確認できる資料は無いが、申立期間は母親も国民年金に加入していて、すべて保険料を納付しているので、両親がきちんと国民年金保険料を納付してきてくれたことを無にしないほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 53 年 \* 月ころに母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は 56 年 6 月 1 日に加入手続を行い、同年 4 月 1 日付けで被保険者資格を新規に取得していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は学生であったため、申立期間は任意加入の対象となる期間であるが、申立人の母親が申立人の国民年金に加入手続を行った昭和 56 年 6 月 1 日の時点では、さかのぼって任意加入の被保険者とはなり得ないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日はいずれも昭和 56 年 4 月 1 日と一致してい

る上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 30 日から 34 年 12 月ごろまで  
A社に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、昭和 26 年 11 月 26 日から 27 年 6 月 30 日までの期間は、厚生年金保険の加入記録が見付かった。

しかし、同社には昭和 34 年 12 月ごろまで勤務し、厚生年金保険に加入していたので、被保険者記録の訂正を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によると、A社は、申立人が当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 27 年 6 月 30 日に同保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の事業主は所在不明であり、当時の役員は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述や資料を得ることはできない。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所において申立人と同日に被保険者資格を喪失したことが確認できる4人のうち、所在が判明した一人に照会したものの、「申立人のことは覚えていない。私は、昭和 27 年 6 月 30 日ごろに急に辞めてくれと言われて会社を辞めた。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については確認できなかった。

一方、適用事業所名簿によると、A社B出張所については、申立期間中の昭和 27 年 11 月 1 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所に該

当していたことが確認できるが、同出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の加入記録は無い上、同名簿から申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち所在が判明した二人に照会し、一人からは回答が得られたが、「申立人のことは知らない。本社のことも全く知らない。」との供述であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。